

別 表(第2条関係)

補 助 事 業 名	介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業
補 助 事 業 の 目 的	介護保険施設・事業所等に対して、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者に当該業務を委託するための費用を補助することにより、業務改善の効果的な取組みを通じて、介護サービスの生産性の向上を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内の介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所 ・兵庫県内の老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	介護業務における介護テクノロジー導入支援事業により介護テクノロジーを導入する介護事業所等が、介護テクノロジーの導入に際し、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から業務改善の取組の支援を受けるための費用(コンサルティング経費)
補 助 率	4/5
補 助 金 の 額	<p>予算の範囲内で、次の(1)、(2)により算出した額を交付額とする。</p> <p>(1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出した額(千円未満切り捨て)</p> <p>(2) 上記(1)と補助上限額(480千円)とを比較して少ない方の額</p>
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者の支援を受けながら、事前評価(課題抽出)を踏まえた「業務改善計画」及び事業実施後の「事後評価書」を作成の上、提出すること(別途通知)。

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業所要額調書(別紙1-1) 2 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)実施計画書(別紙1-2) (指定期日) 別に通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更 (軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない細部の変更 (添付書類) 別に通知する書類 (指定期日) 別に通知する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 1 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業精算額調書(別紙2-1) 2 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)実績報告書(別紙2-2) (指定期日) 別に通知する日
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)